

# 集合給水管布設基準

## 1 目的

配水管からの給水管の引き込みは、専用給水装置ごとの分岐を原則とするが、集合給水管については、給水条例施行規程第14条のメーターの設置基準の特別の場合を適用するものとし、その布設に関する基本事項を定めるものである。

## 2 用語の定義

集合給水管とは、集合住宅等により、一宅地に複数のメーターを設置する場合に、複数メーターの給水を目的として統合された専用の給水管で、配水管の分岐から管末の放水設備までをいう。

## 3 布設基準

- (1) 集合給水管は、必要最小限の延長とし、宅地内に仕切弁、管末に放水設備を設けるものとする。必要最小限の延長とは、集合給水管の分岐箇所から近接して各給水管を分岐し、その分岐間隔は30cmとするものをいう。

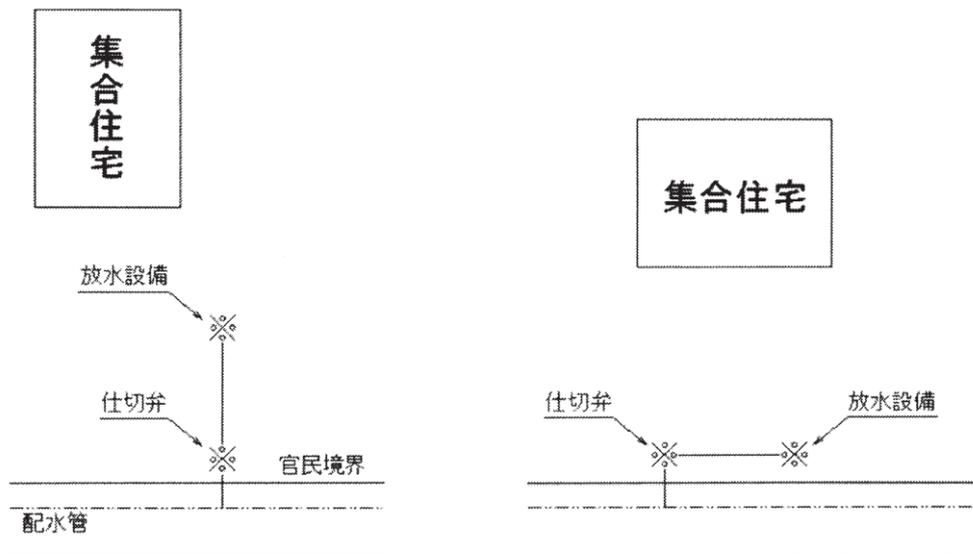


図-1 集合給水管布設例

- (2) 集合給水管の口径は、水理計算によるものとし、最大口径は50mmとする。
- (3) 使用する材料は、管理者が指定したものとし、表-1のとおりとする。

表-1

区分 口径	配水管から 仕切弁まで	仕切弁	仕切弁から 放水設備まで	放水設備	仕切弁・放水設備 用下箱
φ25	水道給水用ポリエチレン管	ボール弁 青銅製仕切弁	水道給水用ポリエチレン管	ジスク弁 青銅製仕切弁	15型ボックス レジコン製 (φ200)
φ30 φ40	水道給水用ポリエチレン管	青銅製仕切弁	水道給水用ポリエチレン管	青銅製仕切弁	15型ボックス レジコン製 (φ200)
φ50	水道配水用ポリエチレン管  水道給水用ポリエチレン管	PP挿口付ソフトシール弁  MF一体型ソフトシール弁 (PP×PP)	水道配水用ポリエチレン管  水道給水用ポリエチレン管	MF一体型ソフトシール弁 (PP×VP)  青銅製仕切弁	15型ボックス レジコン製 (φ200・φ250) コンクリート製 (φ350)

- (4) 管布設深さは、道路部分は道路管理者の指示に従うものとし、敷地部分は0.3m以上とすること。ただし、敷地部分に舗装を施す場合は路盤より下に布設すること。  
 なお、敷地部分に舗装を施す場合で、給水管の分岐にサドル付分水栓を使用する場合は、サドル付分水栓が路盤より下になる管布設深さとすること。
- (5) 同一建物の給水は、原則として配水管から直接分岐したものと、集合給水管から分岐したものとが混在してはならない。
- (6) 集合給水管から分岐して設置するメーターは、集合給水管に近接して設置するものとする。ただし、集合給水管の上にメーターボックスを設置しないこと。
- (7) 申請者は、維持管理に必要な集合給水管布設誓約書を管理者に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

# 集合給水管布設誓約書

鳥取市水道事業管理者

様

年 月 日

申請者  
(給水装置所有者)

住所

氏名

印

土地所有者

住所

氏名

印

私は、鳥取市 〇〇〇〇の土地に、集合給水管を布設することにあたり、下記の事項について誓約します。

## 記

1. 集合給水管の布設・修繕等のため、この土地を使用し掘削されても異議申し立てはしません。
2. 上水道施設の維持管理上支障となる行為（建造物の築造等）は、一切行いません。
3. 集合給水管から分岐している給水管をすべて撤去する場合、これに係わる集合給水管を配水管から切り離します。なお、これに伴う工事費は当方が負担します。
4. 集合給水管とそれから分岐する給水管すべての所有者は必ず同一であることとし、それぞれの所有権の一部のみを第三者に譲渡しません。
5. 本土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、上記事項を私が責任を持って継承させます。